

国民健康保険の方・後期高齢医療の方

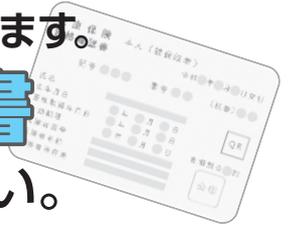
お手元の健康保険証の有効期限をご確認ください。

令和7年8月1日以降、健康保険証は使えなくなります。



# マイナ保険証 か 資格確認書

で医療機関・薬局にて受付をしてください。



## マイナ保険証 の利用を ご希望の方

### 利用登録済み の場合

▶ そのまま医療機関等でご利用ください。

### 未登録 の場合

▶ 医療機関等にある顔認証付きカードリーダーで利用登録ができます。  
※マイナポータル等でも登録できます。

## マイナ保険証を お持ちでない方

お手元の健康保険証の有効期限前に**資格確認書**が交付されます。  
詳しくは、加入している保険者にお問い合わせください。

## マイナ保険証の 利用が困難な方

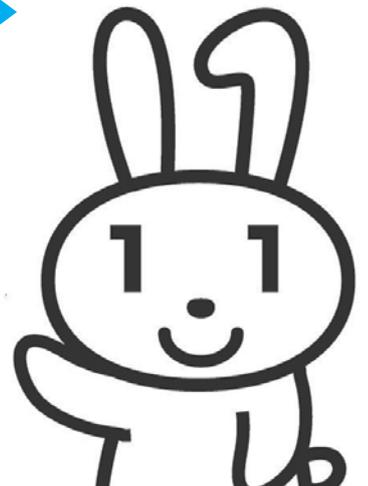
ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している保険者に**申請すれば資格確認書**が交付されます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月までの間は、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請しなくても資格確認書**が交付されます。

## こんな時に便利！ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。  
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



<お問い合わせ先>  
西ノ島町役場 町民課  
☎08514-6-0103

マイナンバーカードの  
健康保険証利用について  
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度分から

## 国民健康保険料の計算方法が変わります

## ■国民健康 保険料限度額引き上げについて

国民健康保険制度の改正により、令和7年度分から国民健康保険料の限度額のうち、医療給付費が65万円から66万円に、後期高齢者医療支援分が24万円から26万円に引き上げられます。

区 分	改正前(令和6年度)	改正後(令和7年度～)
医療給付費分	65万円	66万円
後期高齢者医療支援金分	24万円	26万円
介護納付金分(変更無し)	17万円	17万円
限度額合計	106万円	109万円

## ■軽減制度の変更について

国民健康保険制度の改正により、令和7年度からは3つの区分のうち5割軽減、2割軽減の対象世帯が拡大されます。

## 世帯(擬制世帯主を含む世帯主と被保険者)の軽減基準所得額

区 分	改正前(令和6年度)	改正後(令和7年度～)
7割軽減 (変更無し)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割軽減	43万円 + <b>29万5千円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <b>30万5千円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	43万円 + <b>54万5千円</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	43万円 + <b>56万</b> × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 (電話：08514 - 6 - 0103)

## 日赤会費(活動資金)ご協力のお願い

平素より日赤会費募集にご協力いただきありがとうございます。皆様のご支援により令和6年度の募集会費は529,000円となりました。ご支援に、厚く御礼申し上げます。

今年度も各地区にご協力いただき、6月から7月にかけて日赤会費募集のお願いに伺います。日本赤十字社の活動は、皆様の会費により支えられています。年々会員が減少していますが、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 日本赤十字社の「会員」とは？

赤十字の人道的な活動に賛同し、毎年700円以上の資金協力をしていただく方のことです。個人・法人を問わず、どなたでも会員になることができます。



## 会費は何に使われるの？

- ✓ 災害時の救護活動や復興支援活動
- ✓ 救命手当、応急手当等を普及する講習会
- ✓ 青少年赤十字活動の促進
- ✓ 国際救援活動など

これらの活動資金として役立てられています。

◆日赤会員の新規加入、赤十字講習会受講などご不明な点については

日本赤十字社島根県支部西ノ島町区分：西ノ島町役場 健康福祉課 (☎ 6 - 0104) まで お問い合わせください。